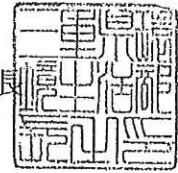


環生第 18-162 号  
令和 2 年 7 月 15 日

特定非営利活動法人共同受注窓口みえ  
理事長 松村 浩 様

三重県環境生活部長



見積書の提出について（依頼）

このことについて、下記のとおり見積もり合わせを実施しますので、障害者就労施設等及び社会的事業所からの見積書の提出をお願いします。

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 内容      | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正に係るパンフレットの印刷   |
| 2 品名・規格   | A4（縦）12ページ（フルカラー）<br>詳細は別添印刷物仕様書のとおりです。  |
| 3 数量      | 6,000部   |
| 4 納期      | 1) 令和2年8月19日（水）17時 1,200部<br>2) 令和2年9月18日（金）17時 4,800部   |
| 5 納品場所    | 三重県庁8階 廃棄物・リサイクル課  |
| 6 見積書提出期限 | 令和2年7月22日（水）17時 → 7/21（火）17:00まで<br>※見積書の宛先は、「三重県知事」でお願いします。   |
| 7 見積結果通知  | 電話により通知いたします。  |
| 8 その他     | ・現パンフレットの電子データは、県のホームページからダウンロードすることができます。<br>※「トップページ」→「暮らし・環境」→「廃棄物とリサイクル」→「法律・条令・要綱等（廃棄物関係）」→「三重県産業廃棄物条例」→「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例説明会を開催しました（2月3日）」 |

- 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- 見積書の提出を辞退することができます。このことをもって以後の取扱いにおいて不利益を受けることはありません。（辞退する場合、下記までその旨をご連絡ください。）

事務担当

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課 伊藤

電話 059-224-2475

FAX 059-222-8136

E-Mail haikik@pref.mie.lg.jp